

「バス事業のあり方検討会」 最終報告について

平成24年4月
自動車局旅客課

検討の経緯等について

1. 検討の経緯と今後の予定

- ①高速ツアーバス(※注)の急激な台頭
- ②貸切バス事業の安全確保対策に関する総務省勧告(平成22年9月)等を踏まえ、平成22年12月設置。平成23年6月中間報告。平成24年4月3日最終報告書を公表。今後、関係者によるフォローアップを実施予定。

(※注)「高速ツアーバス」:

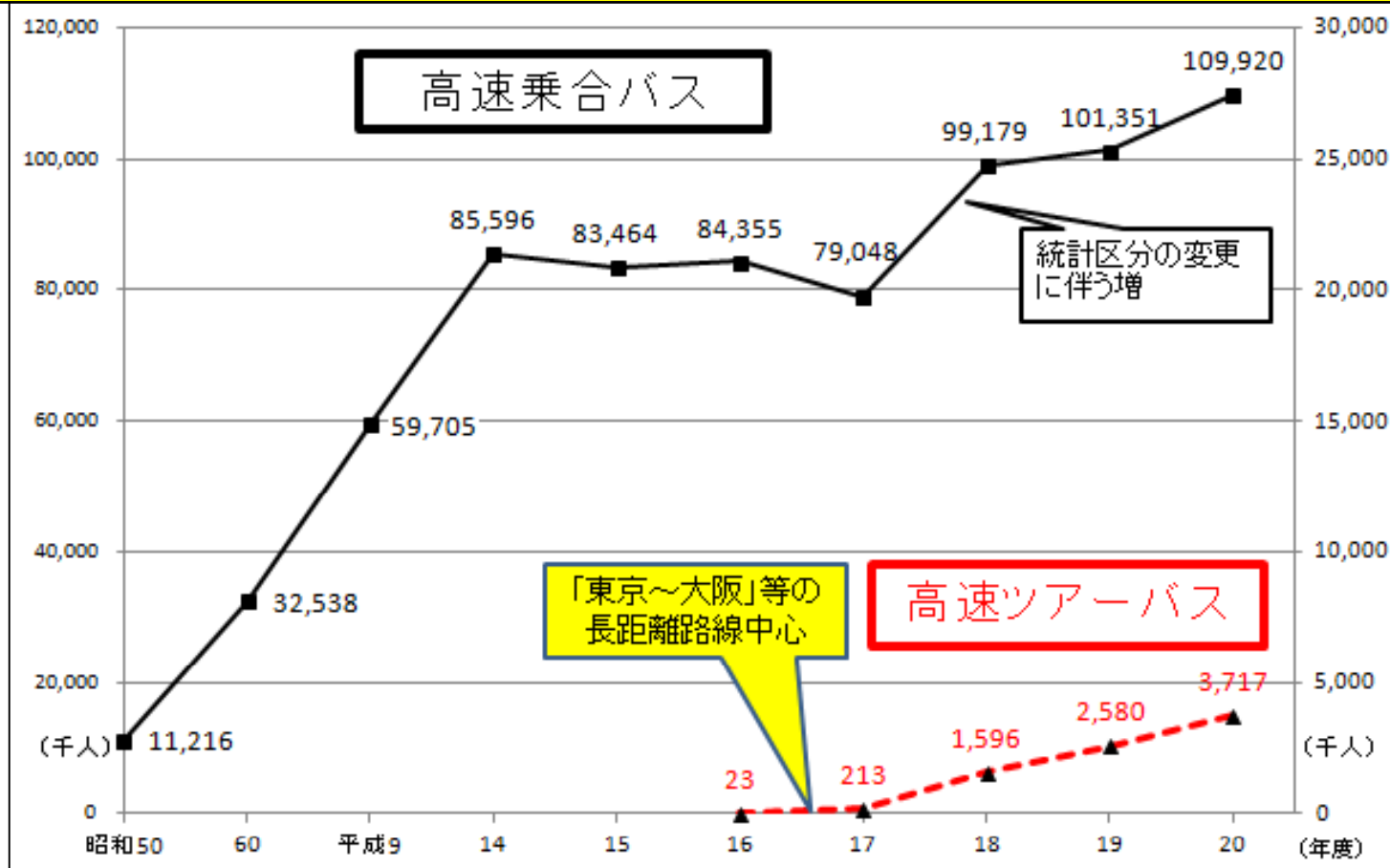
- ・旅行業者が、貸切バスを使って、実態としては高速乗合バスと同様のサービスを旅行商品として提供しているもの。
- ・旅行業法が適用されるが、道路運送法に基づく乗合バスの規制は適用されない。
- ・近年、大都市間の長距離夜行便を中心に急成長を遂げているが、様々な問題も指摘されている。

2. 検討会の構成

- －座長:竹内 健蔵 東京女子大学教授
- －学識経験者、有識者
- －バス業界・労働組合、高速ツアーバス業界、旅行業界
- －自動車局、観光庁、警察庁

高速ツアーバスの急成長

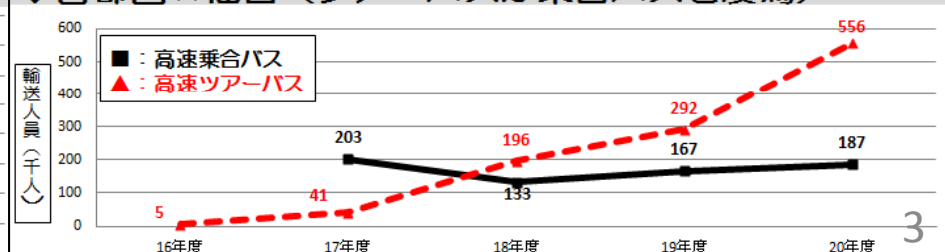
近年、高速乗合バスと類似したサービスを提供する高速ツアーバスの成長が顕著。



◇首都圏⇄京阪神（乗合バスとツアーバスが拮抗）



◇首都圏⇄仙台（ツアーバスが乗合バスを凌駕）



高速ツアーバスの問題点

【契約形態の問題】

- ◇ 高速ツアーバス事業者(旅行業者)は利用者に対して運送事業者としての安全確保の責任を負っていない。

【安全性の確保や利便性の問題】

- ◇ 乗合バスの規制が適用されないため、安全性の確保や消費者保護の面で課題。高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者には法令遵守意識の低い者も多いとの指摘も。

【乗降場所の問題】

- ◇ 停留所が設置されておらず、多数の車両が大都市のターミナル駅周辺の公道上に集中し周辺環境が悪化。植え込みを通ったりガードレールを跨ぐ乗降も存在。乗降場所の急な変更も発生。

【競争条件の問題】

- ◇ 高速乗合バスに課される様々な義務を高速ツアーバスは負わず、競争条件が公平ではない。



利用者の乗車中又は乗車時間になるまでの間、公道上で待機するバス車両



バスへの乗車案内時間までの間歩道上に滞留する利用者



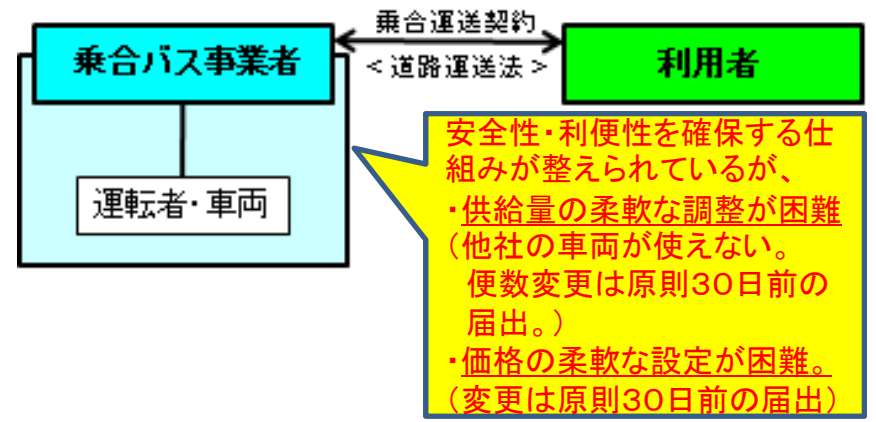
公道上においてガードレールを跨いで乗車が行われている様子

新たな高速乗合バスへの移行

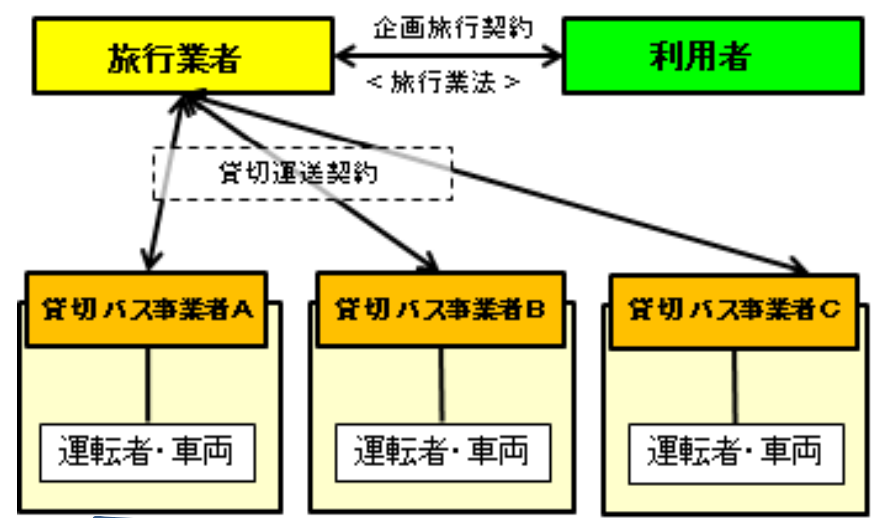
- ◇高速ツアーバスは実態としては高速乗合バスと同様の定時・定路線での運行であり、高速乗合バスと同じ規制の下で、乗合バスとして運行することが適当。
- ◇高速乗合バスと高速ツアーバスのそれぞれの長所を活かし、「柔軟な供給量調整」や「柔軟な価格設定」等が可能な新たな高速乗合バス規制を導入。
- ◇高速ツアーバス事業者に対し、新たな高速乗合バスへの移行を強かに指導・支援し、新たな高速乗合バス規制の下での一本化を図る。(平成24・25年度が集中移行期間)
- ◇関係者の協力を得つつ、移行に必要なバス停留所の確保を支援。

新たな高速バスサービスの事業モデル

<現在の高速乗合バス>

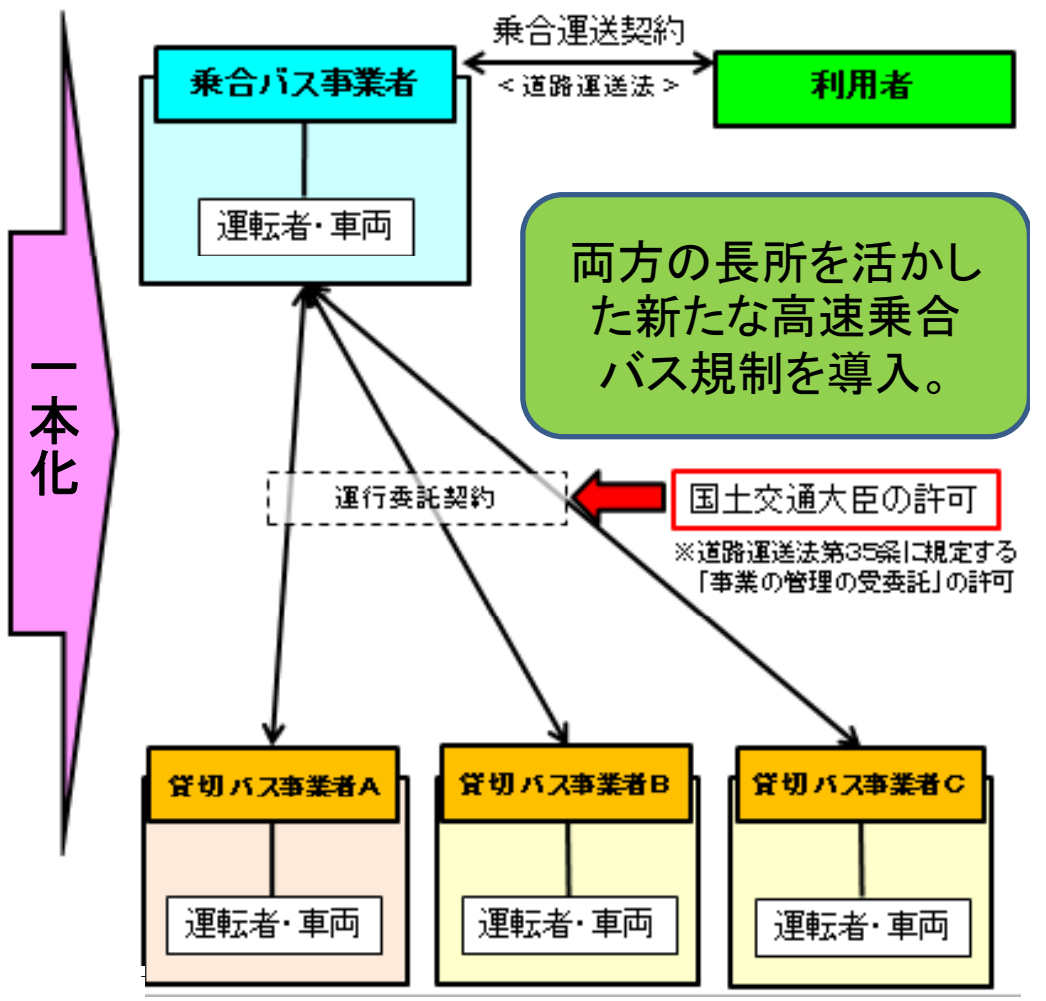


<高速ツアーバス>



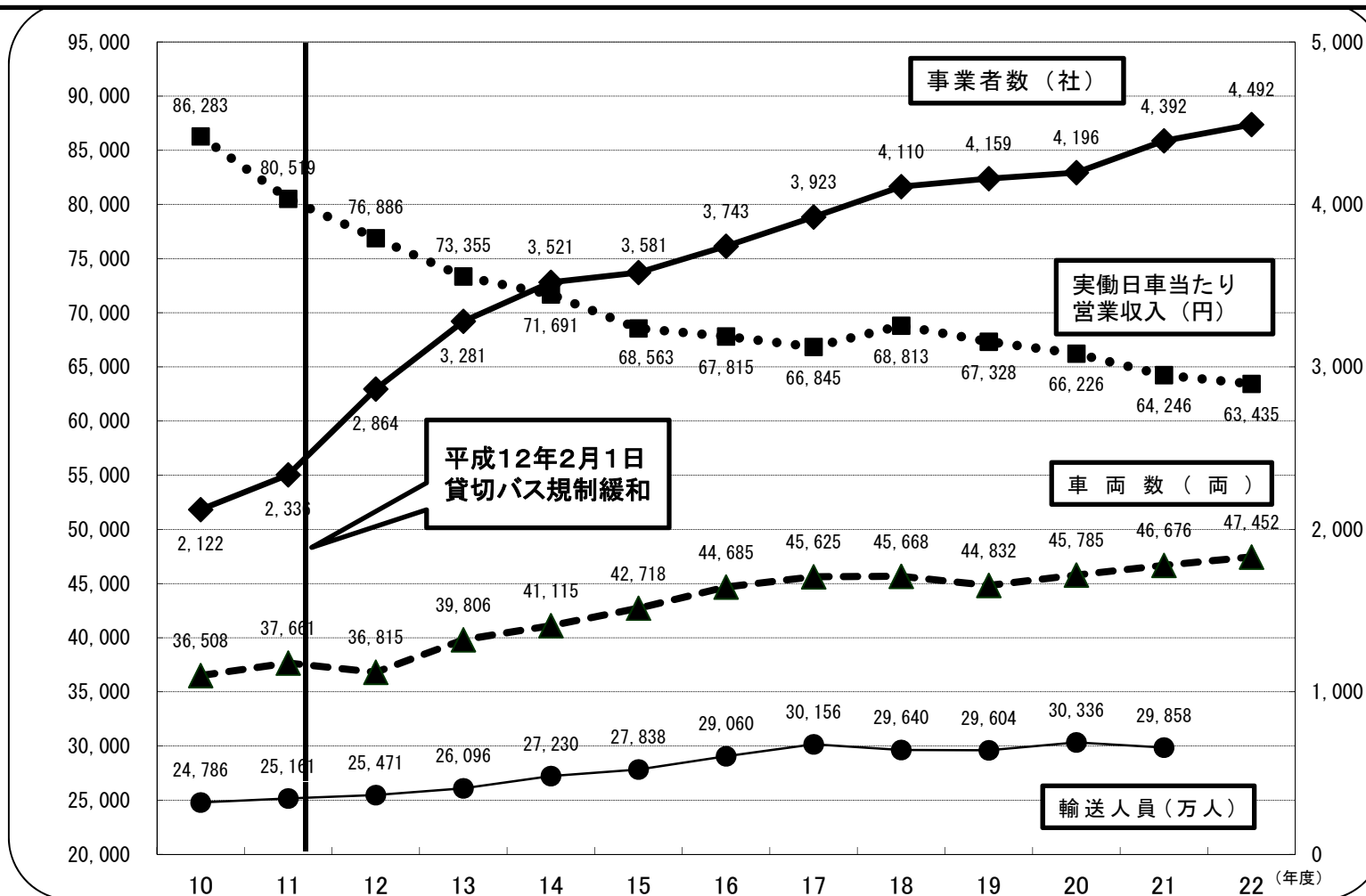
供給量や価格の柔軟な変更が可能。
他方で、公道にバス停留所が設置できず、安全性の確保などの面でも課題。

<新たな高速乗合バス>



貸切バス事業の状況

- ◇ 規制緩和以降、貸切バス事業者数や車両数が大幅に増加し、日車營收が低下。
- ◇ 貸切バスの低価格化とこれに伴う輸送人員の増加というプラスの効果も生じているものの、収益の悪化による労働者の待遇の低下、車両の老朽化、法令遵守や安全確保対策が十分ではない事業者の存在などのマイナスの影響も。



貸切バス分野における対策

◇貸切バス事業の適正化・活性化のため、以下のような対策を実施。

①貸切バス事業者における法令遵守体制の確保

運行管理者制度・整備管理者制度の強化等や新規参入時のチェックの厳格化を図る。

②事後チェックの強化

より効果的・効率的な監査や行政処分を実施するため、各種の見直しを実施。悪質な事案については刑事告発を行う。

③発注者と貸切バス事業者の相互理解の促進

「貸切バス利用ガイドライン」の策定等を通じ、発注者と貸切バス事業者の相互理解と、安全性の高い貸切バス事業者の選択を促進。

④営業面の規制の見直し

運賃・料金規制や営業区域規制について、ワーキンググループを設け、さらなる検討を実施。